

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小郡市長

公表日

令和5年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、市内在住の者に対し期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種の実施に関する事務・予防接種の実施に必要な協力に関する事務・予防接種の記録の作成及び保存に関する事務・予防接種の実施対象者の把握・予防接種の接種済証の交付に関する事務・健康被害救済の給付の支給に関する事務・実費の徴収に関する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、行政基本システム、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の10の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、17項、18項、19項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、16項の3項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・健康部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども・健康部健康課 住所 福岡県小郡市二森1167番地1 電話0942-72-6666

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5. ②所属長	健康課長 藤吉 宏	健康課長 高田 寿賀子	事後	
令和1年6月28日	新様式への変更		新様式追加項目への記載	事後	
令和2年4月1日	I-7. ー請求先	経営政策部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111	事後	
令和3年4月1日	I-5. ②所属長	健康課長 横尾 憲保	健康課長 船津 由紀	事後	
令和3年9月1日	I-1. ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、市内在住の者に対し期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種の記録の作成及び保存に関する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「証明書」という。)の交付を行う。 	<p>予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、市内在住の者に対し期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、予防接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に伴い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施に関する事務 ・予防接種の実施に必要な協力に関する事務 ・予防接種の記録の作成及び保存に関する事務 ・予防接種の実施対象者の把握 ・予防接種の接種済証の交付に関する事務 ・健康被害救済の給付の支給に関する事務 ・実費の徴収に関する事務 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「証明書」という。)の交付を行う。 	事後	委員会規則第9条第2項
令和3年9月1日	I-1. ③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、行政基本システム	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバ、行政基本システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	委員会規則第9条第2項
令和3年9月1日	I-3. ー法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	事後	委員会規則第9条第2項
令和3年9月1日	I-4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の17の項、同18の項、同19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二16の2項、17項、18項、19項 ・情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二16の2項、16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 	事後	委員会規則第9条第2項
令和3年9月1日	I-5. ②所属長	健康課長 船津 由紀	健康課長	事後	
令和3年12月15日	I-3. ー法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事前	
令和4年2月18日	I-4. ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二16の2項、17項、18項、19項 ・情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二16の2項、16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条 	<p>【情報照会】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、17項、18項、19項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供】</p> <p>番号法第19条第8号 別表第二 第16の2項、16の3項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2</p>	事後	
令和4年5月20日	II しい値判断項目	令和3年6月30日時点	令和4年4月30日時点	事前	
令和5年11月20日	II しい値判断項目	令和4年4月30日時点	令和5年4月1日時点	事後	